ショッピング保険(国内)概要

ショッピング保険(国内)は、みんなの銀行プレミアム会員が、みんなの銀行デビットカードによる代金 決済を利用して国内で購入した商品に損害が生じた場合に補償するサービスです。

1.保険責任期間

ショッピング保険(国内)の責任期間は、みんなの銀行デビットカードの決済により国内で商品を購入した日に始まり、その日から起算して90日間となります。

2.補償内容

みんなの銀行デビットカードの決済を利用して保険責任期間中に購入した商品が購入日より90日以内に、日本国内において破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いいたします。

- ※ みんなの銀行プレミアム会員のみ適用されます。
- ※ 1個または1組の購入価格が1万円以上のものに限ります。
- ※ 『3. 保険の対象とならない主な商品』に該当する物品は保険の対象に含まれません。
- ※ 被保険者1名あたりの年間支払限度額を100万円とし、1事故あたりの免責金額は3千円とします。

被保険者	みんなの銀行プレミアムサービス加入者
支払限度額	100万円
免責金額	3,000円

3.保険の対象とならない主な商品

以下は保険の対象に含まれません。

- ① 不動産
- ② 船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機(ヘリコプターおよび飛行船を含みます。)、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ③ 原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンド サーフィン、スキーおよびこれらの付属品
- ④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物
- ⑤ 動物および植物
- ⑥ 小切手および手形その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類(鉄道および船舶の乗車 船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券)ならびに宿泊券、観光券、旅行券その他あ らゆる種類のチケット
- ⑦ 食料品
- ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑨ ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品
- ⑩ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ① 携帯式電子機器(移動電話、ポケットベル等の通信機器、ノート型パソコン、ワープロ等の 携帯式電子事務機器およびこれらの付属品)
- ② 1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、時計、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ③ 1個または1組の購入価格が1万円以下のもの

ショッピング保険(国内)概要

4.保険金をお支払いしない場合

以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動によって生じた損害
- ② 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ③ 次のいずれかに該当する事由によってその部分に生じた損害
 - 保険の対象の自然の消耗または劣化(保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。)
 - ボイラスケール
 - 保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他これらに類似の事由
 - ねずみ食いまたは虫食い等
- ④ 保険の対象のかしによって生じた損害
- ⑤ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ⑥ 被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑦ ⑥に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑧ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- ⑨ 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業 上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑩ 電気的または機械的事故(不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用または機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。)によって保険の対象に生じた損害
- ⑪ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ② 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ④ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害
- ⑤ 保険の対象に加工(修理、清掃等の作業を除きます。)を施した場合における加工着手後に 生じた損害
- (B) ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害
- ① 保険の対象である液体が流出したことにより保険の対象に生じた損害
- ⑱ カード会員が引き渡しを受ける前に保険の対象に生じた損害

上記内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、みんなの銀行と東京海 上日動火災保険株式会社が締結する普通保険約款および特約条項に基づきます。